印

　紙

**業務契約書**

委任者株式会社○○(以下「甲」という。)と受任者税理士（又は税理士法人）◇◇（以下「乙」という。）は、税理士の業務に関して下記のとおり契約を締結する。

第１条　委任業務の範囲

1　税務に関する委任の範囲は、次の項目とする。

（1）甲の法人税、事業税、住民税及び消費税の税務書類の作成並びに税務代理業務

（2）甲の税務調査の立会い

（3）甲の税務相談

（4）甲の年末調整事務及び法定調書作成事務に係る書類の作成並びに手続代理業務

2　会計に関する委任の範囲は、次の項目とする。

（1）甲の総勘定元帳及び試算表の作成

（2）甲の決算書類の作成

（3）甲の会計処理に関する指導及び相談

3　前記に掲げる項目以外の業務については、別途協議する。

第２条　契約期間

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの　 年間とする。

ただし、双方より意思表示のない限り、自動更新することを妨げない。

第３条　報酬及び経費負担

1. 報酬は、乙が定める報酬規定に基づき次のとおりとする。

（1）顧問報酬として月額　　　　　　円（うち消費税10％　　　　円）

（2）税務書類及び決算書類作成の報酬として　　　　　円（うち消費税10％　　　　円）

（3）税務調査立会い報酬として１日当たり　　　　　　円（うち消費税10％　　　　円）

　2　前項（1）及び（2）には、不服申立てならびに修正申告、更正の請求書及び中間申告書の作成等の臨時に発生する業務にかかる報酬は含まない。

　3　乙が、第１条に定める業務に伴い資料の収集その他特別な業務に従事する場合には、甲は乙の定める報酬規定による日当、旅費及び宿泊料を別途支払うものとする。

4　報酬の額は、第２条に係わらず改訂することができる。

第４条　支払時期及び支払方法

1　顧問報酬等の支払いは、毎月 　日までに乙の指定口座に振り込むものとする。

2　税務書類作成及び決算に係る報酬等は、乙の業務終了後　 月以内に乙の指定口座に振り込むものとする。

　　　　　　銀行　　　　支店　　　預金　口座番号　　　　　口座名義

第５条　資料等の提供及び責任

1　甲は、委任業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料(以下「資料等」という)をその責任と費用負担において乙に提供しなければならない。

2　資料等は、乙の請求があった場合には、甲は速やかに提出しなければならない。資料の提出が乙の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は甲において負担する。

3　甲の資料提供の不足、誤りに基づく不利益は、甲において負担する。

4　甲の提示した資料等に誤りまたは虚偽があったことにより、第三者または乙自身が受けた損害については、甲がその責任を負う。

5　甲が適格請求書等の保存を求められる事業者である場合において、支払先の登録番号の確認は甲の責任において行う。

6　乙は、業務上知り得た甲の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

7　上記の甲における資料提供および責任の実行に当たり、乙は適切な助言を行う。

第６条　情報の開示と説明及び免責

1　乙は、甲の委任業務の遂行に当たり、一般に認められている税法の解釈の範囲内においてとるべき処理の方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要があるとき、並びに相対的な判断を行う必要があるときは、甲に説明し承諾を得なければならない。

2　前項の乙の説明は、その時点において、現に施行されている法律等に基づいてなされなければならない。

3　甲が前項の乙の説明を受け承諾をしたときは、当該項目につき後に生じる不利益については乙はその責任を負わない。

第７条　設備投資などの通知

次にかかげる計画がある場合、消費税の課税方法の選択等の判断を行う必要があることから、事前に乙に通知しなければならない。甲が通知しなかったことにより生じた不利益については、乙はその責任を負わない。

1. 建物の新築、設備の購入など多額の設備投資又はその用途変更
2. 新規事業の開始、事業の全部もしくは一部の廃止、譲渡、譲受けもしくは変更
3. 輸出入の開始もしくは廃止
4. 業務の外注化
5. その他収入支出に著しい変動が予想されるとき

第８条　特定個人情報等の取扱い

乙は甲との「特定個人情報等の外部委託に関する合意書」に則り、甲から乙に開示又は提供された個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を適切に取り扱うものとする。

第９条　反社会的勢力の排除

1　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

（1）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。

（2）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

（3）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

（4）本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2　甲又は乙の一方について、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

（1）前項１号又は２号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

（2）前項３号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

（3）前項４号の確約に反する行為をした場合

第10条　その他

本契約に定めのない事項並びに本契約の内容につき変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

第11条　特記事項

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、　　地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年　　月　　日

委任者 (甲) 住　　　所

法　人　名

代表取締役　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

受任者 (乙) 事務所所在地（又は税理士法人所在地）

税理士氏名（又は税理士法人名）　　　　　　　　　　　印

（適格請求書発行事業者登録番号　Ｔ○○○○○○○○○○○○○）